

令和4年7月23日

各保育・教育施設設置者様
施設長・園長様横浜市保健所
横浜市こども青少年局

濃厚接触者の特定について

園関係者（児童または職員）に新型コロナウイルスの感染が確認された場合、保育の状況等に応じて濃厚接触者の特定をお願いします。濃厚接触者は、陽性者と最後に接触した日の翌日から5日間登園、出勤を控えていただきます。この取り扱いは、オミクロン株の特性を踏まえた時限的な措置とします。

1 施設による事前準備

- ア 陽性者または監護者からの聞き取りで、発症日（無症状の場合は検査した日）を確認
- イ 調査対象期間（発症日または検査日から2日前～最終登園日）を確認
- ウ 調査対象期間に登園・出勤していた児童・職員の確認

2 濃厚接触者の考え方

手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、患者（陽性者）と15分以上の接触があった者

※ 横浜市HP「新型コロナウイルス感染症に関する「よくある質問」について」より引用

この考え方にに基づき、保育所内で児童及び職員が陽性になった場合の考え方を以下に示します。別紙のQAと合わせてご確認ください。

3 濃厚接触者の該当基準

調査対象期間内に下記「該当する場合」に当てはまる児童・職員を濃厚接触者に特定します。

【該当する場合】

- ・陽性児童と室内で約1メートル以内の距離で15分以上の会話や身体接触があったと想定される児童
- ・食事においては、陽性者と約1メートル以内で対面で食事をしていた児童
（黙食や配置の工夫、パーテーション設置など、感染対策を講じている場合は除く）
- ・午睡においては、陽性児童（頭部）と頭部が約1メートル以内にあった児童
- ・その他、陽性者と特に密接に関わった児童・職員

【該当しない場合】

- ・職員が陽性となった場合（職員は、マスクを常時着用する等、感染対策が取れている場合は、陽性となった場合でも原則濃厚接触者を特定しません。また陽性となった児童と接したとしても、職員は濃厚接触者に原則特定しません。）
- ・陽性児童と屋外で一緒に遊んだ児童、ほか上記に該当しない場合

4 濃厚接触者の特定が終わったら

園から濃厚接触者に登園・出勤の自粛や健康観察をお願いしてください。濃厚接触者に特定された方に症状が出た場合には、検査等をお勧めします。

症状が出た方は、下記コールセンターやかかりつけ医に相談するようお願いください。

横浜市新型コロナウイルス感染症コールセンター

電話：045-550-5530

FAX：045-846-0500 24時間対応（土日、祝日を含む）

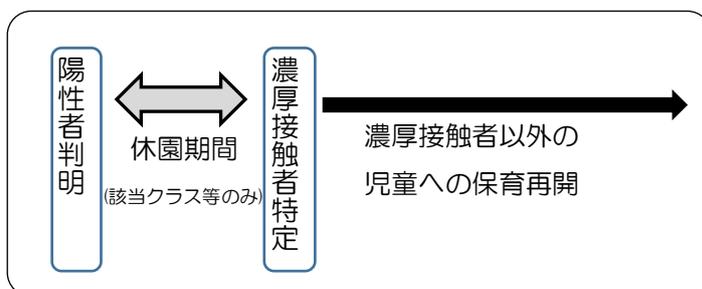
5 休園の判断基準及び期間

陽性者が判明した翌営業日から、濃厚接触者の特定（区の確認含む）が終了するまでの期間を陽性者と関係するクラス等のみ休園とします。調査終了後は休園期間を終了し、濃厚接触者は登園を控えていただき、それ以外の児童へは通常通り保育を実施してください。

○感染対策ができている職員が陽性となった場合など、濃厚接触者が特定されないと見込める場合は、休園不要です。

○児童陽性の場合でも、判明日当日に濃厚接触者の特定ができる場合は、休園不要です。

○休園となるクラス児童が休園期間中にお休みした場合、利用料の日割り返還を実施します（陽性者や濃厚接触者への日割り返還も実施します）。令和4年4月から利用している報告様式4にて報告をお願いします。該当クラスの児童について「休園」「○※休園中の一時保育等提供」「り患等」を入力して報告してください。



※このほか、保育士が複数出勤できないなど、保育提供が困難な場合は、区と協議の上、休園する場合があります。その際は、一時預かりやベビーシッター等の代替保育の保護者への案内資料をご用意しておりますので、区こども家庭支援課にご相談ください。